

令和6年度第1回福岡県性暴力対策会議議事要旨

1 日時

令和6年7月22日（月）14時00分～15時00分（オンライン会議）

2 出席者

参考資料6「令和6年度福岡県性暴力対策会議委員名簿」参照

欠席：瀬戸委員、野田委員、浦田委員 代理出席：末崎委員、田中委員

3 議事概要（●は委員の質問・意見、→は事務局の回答）

(1) 議題1「性暴力根絶条例に係る指針の改正案について」

資料1「性暴力根絶条例に係る指針の改正について」及び資料2「性暴力根絶に向けた対応指針（案）」を事務局から説明。

- 指針の「性暴力とは」における「同意がない」という表現は、より厳密に記載したほうがいいのではないか。
- 5 具体的取組の（1）「県民は、性被害に遭わないための知識等を身につける」部分について、被害に遭ったのは性被害に遭わないための予防をしなかった被害者本人が悪いという印象を与える懸念があるため、検討が必要ではないか。
「被害に遭わないための知識等を身につける」について、事務局はどういった取組を想定しているのか。
→ 性暴力を撲滅するに当たり、性暴力を未然に防ぐという観点での取組みも重要。そのためには性暴力をしないための教育啓発に加えて、性暴力が起きるリスクが高い環境に身を置かない工夫など、自分の身を守るための教育啓発も必要だと考えている。
- 「県民が主体的に性暴力について知識等を持つこと」についての記載はあってもいいのではないか。
- 近年、子どもの性被害の相談が増加している。現指針に記載がある「子どもの性被害は大人が発見して対応する」という内容はどこかに残してほしい。
- 子どもへの性被害が発覚したときに、大人が何度も話を聞くことにより、記憶が汚染されたり、トラウマになることがあるため、子どもへの被害の聴き取りの際の留意点についての啓発が必要ではないか。
- 本指針は、性暴力に関する県民の理解を促進するために作成するものであることから、もう少し具体例を記載するなど、わかりやすくするための工夫が必要ではないか。

- 加害者が子どもである場合もあるため、参考資料（仮称）においては、様々な加害者への対策を分けて盛り込んではいかがでしょうか。
- 子ども間の性暴力に関して、保護者に対する教育・啓発が必要であると感じるため、参考資料（仮称）に盛り込んではいかがでしょうか。
- 性に対して子どもとどのように話し合っていけばいいのかという難しさを感じる保護者が多いため、参考資料（仮称）において、性教育も含めた親子間での取組みについて盛り込んでいただきたい。
- 性暴力の定義の記載について、改正後条例との整合性が十分であるか確認していただきたい。